

本学キャンパス内外での禁煙について

本学では、「京都工芸繊維大学喫煙対策基本方針（平成23年3月15日裁定）」に基づき、本学全てのキャンパス内及び施設は、指定された喫煙所以外を禁煙としています。また、「京都市路上喫煙等の禁止等に関する条例」第4条第1項により、京都市内の道路、公園その他の公共の場所における禁煙が定められています。

[注意事項]

- ・ 各門付近の敷地、路上を含め、**指定喫煙所以外は禁煙**です。
- ・ 京都市内の**道路、公園**その他の**公共の場所は禁煙**です。
- ・ 松ヶ崎キャンパス指定喫煙所は**廃棄物集積場北側の1箇所**です。
- ・ 喫煙は**喫煙エリア内でのみ**可能です。
- ・ 吸い殻の**ポイ捨ては厳禁**です。火の始末に注意してください。
- ・ 非喫煙者へ配慮し、**受動喫煙の防止**に努めてください。

本学キャンパス内において**喫煙所以外で喫煙**をしたと認められた場合や、上記条例に違反して**本学周辺の路上や公園で喫煙**をしたと認められた場合は、**厳重注意を受け**、情状によっては、京都工芸繊維大学通則第37条に則り、**懲戒の対象**となります。**吸い殻の放置についても同様**とします。

参考

「京都工芸繊維大学喫煙対策基本方針」（平成23年3月15日学長裁定）

本学の全てのキャンパス内及び施設は、指定された喫煙所以外を禁煙とする。

「京都工芸繊維大学通則」

第37条 学生で本学の秩序を乱し、その他学生の本分に反する行為のあった場合は、学長は、学長が指名する副学長の申出に基づいて懲戒する。

2 懲戒は、訓告、停学又は退学とする。

3 前項の退学は、次の各号に該当する者に対して行う。

- (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
- (2) 正当な理由がなくて出席常でない者
- (3) 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者

April 2022

【Caution】Smoke in Designated Smoking Areas ONLY

Smoking is prohibited on all KIT campuses and in all university facilities except for designated smoking areas. Kyoto city ordinances also prohibit smoking along roads, in parks and in other public places in Kyoto. We ask that you keep the following requests and consequences in mind.

- ・ **Smoking along roads surrounding the campus, in parks, and in other public places is prohibited.**
- ・ **Smoking is only permitted to the north of Waste Management.**
- ・ **Always dispose of cigarette butts properly.**
- ・ **Smoking is permitted only within the smoking area. Please leave the area and do not smoke.**

If you are found to have smoked outside the designated smoking areas on our campus, anywhere around the university, or to have dropped cigarette butts, you will be subject to disciplinary action. (General Regulations of KIT, Article 37).

